



# JA住宅ローンの団体信用生命共済・保険ラインアップ 早見表

上乗せ金利	加入時年齢	死亡後遺障害の状態	がん <sup>(※1)</sup>	急性心筋梗塞 <sup>(※2)</sup> 脳卒中 <sup>(※3)</sup>	高血圧症・糖尿病・慢性肺炎・ 肝硬変・慢性腎不全・ウイルス肝炎 <sup>(※4)</sup>	引受団体/引受会社
9大疾病補償保険付 団体信用生命共済 <sup>(※6)(※7)</sup> <b>+年0.30%</b>	満18歳以上 から 満51歳未満	●	●	●	●	[ 団体信用生命共済部分 ] 全国共済農業協同組合連合会 [ 9大疾病補償保険部分 ] 共栄火災海上保険株式会社
<p>死亡・所定の後遺障害の状態に加えて、がん(所定の悪性新生物)と診断確定、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態が60日以上継続、または、高血圧症・糖尿病・慢性肺炎・肝硬変・慢性腎不全・ウイルス肝炎で所定の状態が365日以上継続されたら</p> <p style="text-align: right;"><b>住宅ローン残高 0円</b></p>						
三大疾病保障特約付 団体信用生命共済 <b>+年0.10%</b>	満18歳以上 から 満51歳未満	●	●	●	—	全国共済農業協同 組合連合会
連生タイプ <sup>(※5)</sup> 三大疾病保障特約付 団体信用生命共済 <b>+年0.30%</b>		<p>死亡・所定の後遺障害の状態に加えて、がん(所定の悪性新生物)と診断確定 または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態が60日以上継続されたら</p> <p style="text-align: right;"><b>住宅ローン残高 0円</b></p>				
団体信用生命共済 <sup>(※7)</sup> <b>上乗せなし /無料</b>	満18歳以上 から 満66歳未満	●	—	—	—	全国共済農業協同 組合連合会
連生タイプ <sup>(※5)</sup> 団体信用生命共済 <b>+年0.10%</b>		<p>死亡された時、 後遺障害の状態に なられた時</p> <p style="text-align: right;"><b>住宅ローン 残高 0円</b></p>				

## 「連生団信」とは

連帯債務で住宅ローンを借る場合にも、おふたりで加入することができる団信です。連生団信はご夫婦のほか親子等もご利用いただけます。ご利用条件等詳細は最寄りのJAバンクまでお問い合わせください。

どちらかに万一のことがあった場合、住宅の持ち分やローン返済額等にかかわらず、残りの住宅ローンがなくなり、ご家族に住宅ローン返済のご負担が残りません。



### 【共済金/保険金のお支払い事由・ご留意事項】

- ※1:引受団体/引受会社が全国共済農業協同組合連合会の場合は、保障期間内に、所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。引受団体/引受会社が共栄火災海上保険株式会社の場合は、保障対象期間内に、生まれて初めて悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
  - ※2:(三大疾病保障特約の場合は)保障の開始時以後に生じた疾病により/(9大疾病補償特約の場合は)保障対象期間内に、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。
  - ※3:(三大疾病保障特約の場合は)保障の開始時以後に生じた疾病により/(9大疾病補償特約の場合は)保障対象期間内に、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的・神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
  - ※4:保障対象期間内に、高血圧症、糖尿病、慢性肺炎、肝硬変、慢性腎不全またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者の稼働、能力に及びたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を合せて365日以上継続したとき。
  - ※5:連生タイプとは、連帯債務者が2名で所定の条件を満たした場合に、その2名を被共済者(連生被共済者)とする取扱いです。連生被共済者のうち、いずれかの被共済者が共済金のお支払い事由に該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ住宅ローン残高(利息を含む)が全額返済されます(約定利息、約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります)。ただし、①連生被共済者について支払われる共済金の額は、いずれかの被共済者が共済金のお支払い事由に該当したときにおける住宅ローン残高に相当する金額をこえません。②連生被共済者のうち、いずれかの被共済者が共済金のお支払い事由に該当し、そのお支払い事由による共済金が支払われた場合には、他の被共済者の保障も終了します。③共済金が支払われることによる債務免除に関しては、連帯債務者の債務が免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります(詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください)。④連生タイプへの加入後に所定の条件を満たさなくなった場合に、連生タイプの取扱いを継続することができなくなる可能性があります。
  - ※6:JAによってお取扱いの有無が異なります。詳しくはお近くのJA窓口までおたずねください。
  - ※7:お客さまのご希望により、「長期継続入院特約」の付帯を選択することが可能な商品です(※7)が付されていない商品には「長期継続入院特約」は付帯できません。ただし、付帯いただく場合は、上記の上乗せ金利に加え、所定の金利を上乗せとなります。また、JAによってお取扱いの有無が異なります。詳しくはお近くのJA窓口までおたずねください。
- このパンフレットはあくまで概要を説明したものです。ご加入にあたっては、全国共済農業協同組合連合会の共済の場合は、「団体信用生命共済のご案内(要約)」、「団体信用生命共済のしおり」および「申込書ご記入のご案内」を必ずお読みいただきお申込みください。また、特約付の団体信用生命共済にお申込みされる場合は、「長期継続入院特約付団体信用生命共済のしおり」または「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」を必ずお読みください。共栄火災海上保険株式会社の保険の場合は、「申込書ご記入のご案内」、「団体特定疾病債務補償保険のしおり」および「9大疾病補償保険パンフレット」を必ずお読みいただきお申込みください。